

奥日立きららの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

奥日立きららの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月2日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

周遊バスの買入れに伴い、附属施設の名称を改めるため、本条例を制定するものであります。

奥日立きららの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

奥日立きららの里の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「ロードトレイン」を「周遊バス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。